

岐阜県内水面漁場管理委員会公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、水産資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和8年3月3日

岐阜県内水面漁場管理委員会

会長 平工 孝義

1 指示内容

コクチバスを採捕した者は、これをその水域に放してはならない。ただし、内水面漁場管理委員会が認めた者が試験研究の用に供する場合は、この限りでない。

2 指示の区域

県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面

3 指示の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで